

中部飼料株式会社定款

中部飼料株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、中部飼料株式会社と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飼料の製造および販売ならびに輸出入
- (2) 畜産水産用機械設備等の請負、設計、製作および販売
- (3) 肥料の製造および販売ならびに輸出入
- (4) 家畜家きん類の飼育および販売
- (5) 農畜産水産物の加工および販売ならびに輸出入
- (6) 魚類の養殖および販売ならびに輸出入
- (7) 家畜の人工受精および受精卵移植に関する業務
- (8) 家畜診療に関する業務
- (9) 動物用医薬品の製造および販売
- (10) 不動産および動産の賃貸
- (11) 前各号に附帯または関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 11 条 (基 準 日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

第 12 条 (株式取扱規則)

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期後3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により招集する。

第 14 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

第 15 条 (招集者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (株主総会の決議事項)

当会社の株主総会においては、法令または定款に定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。

- 2 前項における買収防衛策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。

第 18 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を

もって行う。

第 1 9 条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 2 0 条 (定員)

当会社の取締役は、15名以内とする。

第 2 1 条 (選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 2 2 条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 2 3 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会はその決議によって、当会社を代表すべき取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 取締役会はその決議によって、取締役相談役1名、取締役最高顧問1名、取締役顧問若干名を選定することができる。

第 2 4 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 2 5 条 (取締役会の招集および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるとき、または欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに当る。

- 3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。
- 4 前項の場合において、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

第27条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。

第30条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条 (定員)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条 (選任)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 第33条 (補欠監査役の予選の効力)
補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- 第34条 (任期)
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第35条 (常勤監査役)
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
- 第36条 (報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第37条 (監査役会の招集)
監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。
2 前項の場合において、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 第38条 (監査役会の決議)
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。
- 第39条 (監査役会規程)
監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、監査役会の定める監査役会規程による。
- 第40条 (監査役会の議事録)
監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。
- 第41条 (監査役の責任免除)
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

第 4 2 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 4 3 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 4 4 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第 4 5 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 4 6 条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(2022年6月24日改正)